

平成 21 年 11 月 2 日

職 員 各 位

八幡市長 明 田 功

平成 22 年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第 5 条の規定に基づき、平成 22 年度の予算編成は、次の方針に基づき作成するよう通知します。

簡素で効率的・効果的な行財政運営を行うとともに、「やさしさを感じ、笑顔あふれる元気なまち‘やわた’を創り、『八幡市に住んで良かった』と市民だれもが思えるようなまちづくり」を目指した予算編成となるよう、全職員一丸となった取り組みを強く期待します。

1 市政を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

(1) 社会経済と国予算の動向

昨年秋、サブプライムローンに端を発した金融不安は、多くの国々に波及し、わが国においても景気の急激な落ち込みは予測以上に大きく、戦後最大の経済危機に直面している。今年度に入り底入れの動きも見られるが、雇用状況は悪化を続けており、景気が回復基調に乗るにはまだ時間を要すると考えられ、依然厳しい経済状況が続くことが懸念されている。

また、内閣を担当する政党が変更したことにより、国の行政改革や地域主権のための分権改革、大規模な税制改革など、現行制度の考え方や予算編成のあり方が根本から変わることを視野に入れなければならない。地方財政についても、厳しい財政運営が迫られるなか、現下の経済状況により地方税収も大幅な落ち込みが予測される。新内閣の政策には、新たな地方財政調整・財源保障制度の創設や地域主権の確立、地方の再生等が掲げられている。総務省が発表した平成 22 年度地方財政収支の 10 月仮試算で地方交付税総額は、前年度比 7.

0%の増とされているが、分権化の推進に伴う事務事業の移譲や個別補助金の廃止と地方一括交付金化など、地方の歳入・歳出は大きく変わることが予測される。こうした見直しについて、現段階では制度設計等が明らかにされておらず、地方財政への影響は避けられないことから、国の動向を十分注視して情報収集するとともに遺漏のないよう対応する必要がある。

(2) 本市の財政状況と収支見直し

本市の財政状況について平成20年度決算の状況を見てみると、歳入面では、「三位一体の改革」などの影響により地方交付税等の一般財源が大幅に削減された。歳出面では、社会保障関係経費、国民健康保険や介護保険特別会計などへの繰出金、耐震補強をはじめとする教育環境の充実などの経費が増加した。第4次行財政改革実施計画（集中改革プラン）の取り組みにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成19年度の101.4%から平成20年度は99.6%となり、1.8ポイント改善したが、適正水準であるとされている75%と比べると危機的な状況に変わりはない。また、本市の財政運営は、これまでから基金の取り崩しなどにより、収支の均衡を図って黒字決算を維持してきたが、実質単年度収支は5年連続して赤字となっている。

こうした状況の下、平成22年度の財政見直しは、世界経済の減速の影響により日本経済も平成20年冬以降急速に悪化しており、本市歳入予算の根幹をなす市税収入は、前年度より一層の落ち込みが予測される。

一方、歳出では、少子高齢化が急速に進行する中で恒常的な扶助費や医療費の伸び、さらには国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等特別会計への繰出金などの義務的経費がこれまでと同様、累増傾向にあることに加え、学校など既存公共施設の耐震化・老朽化対策やバリアフリー化など、必要不可欠な施策への対応が見込まれ、本市の財政を取り巻く状況は、今まで以上に厳しいものと考えられる。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

本市の平成22年度予算編成においては、引き続き「第4次八幡市総合計画」に基づく「やわた8つのマニフェスト」の実現に向けた取り組みを推進するものとする。

新たなまちづくりの政策実現に向けて、限りある財源を重点的・効果的に配分しつつ、収支の均衡を図っていく必要があり、また、多様な市民ニーズに対応し、市民サービスの水準を維持するためには、持続可能な財政構造の構築が喫緊の最重要課題となる。

平成22年度の予算編成においては、こうした状況を十分認識し、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

(1) 重点配分の取組

平成22年度は総合計画の将来都市像の実現を目指し、引き続き「教育」、「福祉」、「都市基盤整備」の充実を図るとともに、「楽しさと喜びが実感できる、学びのまちづくり」、「みんなが手をさしのべる、ぬくもりのまちづくり」、「快適で活力に満ちた、にぎわいのまちづくり」、「安全で安心な、やすらぎのまちづくり」、「共につくる、ふれあいのまちづくり」の5つの柱に沿った取り組みを進める。とりわけ高齢者の健康増進、生きがいつくり、地域活動への参画などの高齢者対策、また、既存公共施設のバリアフリー化を重点施策として位置づけ、限られた財源を有効配分して調和のとれた予算編成を行うこととする。

(2) 行財政改革の取組

これまで以上に厳しい財政環境の中で、市民福祉のための財源を確保し、重点施策を着実に推進するためには、既存事業全般にわたり、より一層の徹底した見直しを進め、歳出の抑制を図り、財源を確保する必要がある。「平成22年度予算編成に向けた行財政改革の取組」を所管部長のリーダーシップの下で、その取り組みの成果を予算に反映させ、将来の財政負担の抑制を図るため、次の点に主眼を置くこととする。

- ① 市民への説明責任を必ず念頭に置き、ア目的の妥当性や行政が担う必然性があるか、イ投入される行政資源（人・物・金）に見合った効果が得られるか、ウ優先性・緊急性が認められるかなど職員一人ひとりが常に高いコスト意識を持ち、積極的に事業の見直しに努めること。
- ② 今後の行政運営は、市民等と行政とが「協働」し、対等の立場で共通の目標を達成することが必要であることから、単に行政の補完的な「協

働」ではなく、市民等の英知が結集できる「協働」のあり方を念頭に置き、既存の事業の見直しや再構築を行うこと。

③ 施策を展開するにあたり、受益者に応分の負担を求めることは、市民間の公平をはかり、総合的に行政サービスの向上にも繋がっていくことから、必要なサービスを迅速かつ適正な受益者の費用負担のもとで提供することを検討し、施策の見直しを行うこと。

④ 国の行財政制度の変動に対応するため、国・府の動向を十分注視し、加えて連携・協力を一層緊密にし、財源の確保に最大限努力すること。また、国・府の助成等が削減・縮減される事業については、事業の見直しを検討すること。さらに、新たな事業を展開する場合については、財源の確保を基本とすること。